



一人一人の保険料が
 「石狩市の介護」を支えています。
 皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

平成18年度

65歳以上の方の
 (第1号被保険者)

介護保険料

平成15～17年度		平成18～20年度		該当になる方
段階	保険料率(年額換算)	段階	保険料率(年額換算)	
1	×0.5 (22,800円)	1	×0.5 (25,200円)	生活保護受給者 または 非課税世帯の老齢福祉年金受給者
2	×0.75 (34,200円)	2	×0.5 (25,200円)	非課税世帯で 課税年金収入十合計所得が80万円以下の方
		3	×0.75 (37,800円)	非課税世帯で、上記以外の方
3	基準額 ×1.0 (45,600円)	4	基準額 ×1.0 (50,400円)	本人非課税かつ課税者と同世帯の方
4	×1.25 (57,000円)	5	×1.25 (63,000円)	本人課税で、合計所得金額が200万円未満の方
5	×1.5 (68,400円)	6	×1.5 (75,600円)	本人課税で、合計所得金額が200万円以上の方

※この表は65歳以上の方に適用(40～64歳の方は医療保険ごとに計算)となります
 ※段階については、前年の所得などにより毎年見直されます
 ※普通徴収(納付書)の方は上記年額を9回で、特別徴収(年金天引き)の方は6回で納付します

6月中旬に納入通知書を送付 介護保険料の決定

介護保険制度は、市町村において3年ごとに策定される「介護保険事業計画」に基づき運営されています。平成18年度はその改定の年で、石狩市でも保険料の基準額(月額)が変わりました。平成15～17年は38000円でしたが、平成18～20年は42000円(年額で504000円)となります。また、介護保険法の改正により、所得段階が1段階増えました(第2段階を細分化)。

税制改正に伴う 保険料の一部軽減

税制改正に伴い、地方税では経過措置を設けています。地方税が課税になると、介護保険料の段階も上昇するため、介護保険においても、平成18・19年度の2年間、保険料を引き下げます。

対象者

- ① 地方税法上の住民税に係る経過措置対象課税者で、次の要件を満たす方
- ・ 前年の合計所得金が125万円以下

- ・ 平成17年1月1日現在で65歳以上
- ② 本人非課税で次の要件を満たす方
- ・ 税法上の経過措置対象者と同一世帯
- ・ 同一世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない
- ・ 平成17年1月1日現在で65歳以上

サービス費用はどうなるの？

保険料の納入が滞っている場合

保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として次のとおりとなります。

- ・ なお、災害・失業・倒産などで保険料の納入が難しい場合は、保険料が減免される場合もあります。
- ・ 1年以上滞納の場合
- 一度サービス費用の全額を支払っていただいた上で、市の窓口で、費用の9割の払い戻しを受けることとなります。

1年6カ月以上滞納の場合

滞納している保険料の額が給付される金額から差し引かれます。65歳からの保険料を長期間滞納していた場合
 長期滞納期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービス費用の9割から7割に引き下げ(実際に払うサービス費用が通常の3倍になるということ)られるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

石狩市独自の

保険料減免措置

次の要件をすべて満たしている方は減免措置の対象となります。

- ・ 保険料第1段階(生活保護受給者を除く)または第3段階
- ・ 年間収入(遺族年金・障害年金等非課税収入を含む)が140万円未満 ※世帯員1人増えるごとに60万円加算
- ・ 預貯金が100万円未満 ※世帯員1人増えるごとに50万円加算
- ・ 居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ・ 過去の保険料に未納がない
- ・ 市民税課税者に扶養されていない

減免措置

- 保険料第1段階の方
- … 第1段階保険料の2分の1
- 保険料第3段階の方
- … 第1段階保険料

石狩市の財政状況

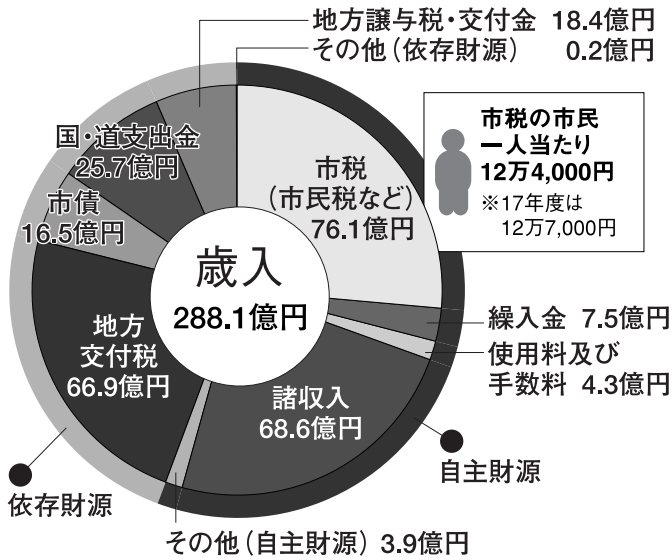
石狩市の財政状況は過去に類を見ない危機的状況に陥っています。この難局を乗り越えるため、少数精鋭の行政経営を目指すことをはじめとした『集中改革プラン』を掲げ、さらなる行財政改革を強力に進めていきます。具体的な取り組みとして、抜本的にゼロから事務事業を見直すこととし、すでに作業を開始しています。

全職員一丸となって財政構造の転換を図り、赤字再建団体への転落を回避し、市民の皆さまへのサービスを可能な限り継続できるよう努力していきます。

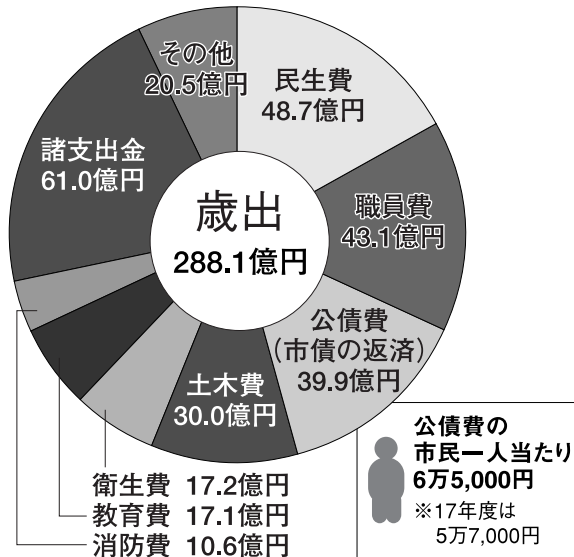
市民一人当たり 47万1,000円

●一般会計予算

平成18年度予算における、教育や除雪などの一般行政サービスコストは288.1億円。市民一人当たりで換算すると47万1,000円になります。
 《17年度は51万4,000円》
 ※61,161人(3月31日現在の人口)で割ったもの



市税の市民一人当たり **12万4,000円**
 ※17年度は12万7,000円



公債費の市民一人当たり **6万5,000円**
 ※17年度は5万7,000円

●特別会計予算

国民健康保険や下水道などのコストは174.6億円です。

国民健康保険事業	60.1億円
国民健康保険診療所	2.4億円
老人保健	55.1億円
介護保険事業	30.8億円
介護サービス事業	1.2億円
個別排水処理施設整備事業	0.3億円
土地取得	54万円
下水道事業	20.4億円
特定環境保全公共下水道事業	1.0億円
簡易水道事業	3.2億円

※端数処理により総額などと合わないことがあります。

●企業会計予算

上水道のコストは25.4億円です。

水道事業会計(支出予算額) 25.4億円	
収益的収支	収入 14.5億円
	支出 14.3億円
資本的収支	収入 7.2億円
	支出 11.0億円

※端数処理により総額などと合わないことがあります。

平成17年度予算の執行状況 (3月31日現在)

収入と支出が済んでいないものは、4月1日から5月31日までの2カ月間で整理します(この期間を出納整理期間といいます)。

●一般会計

歳入		歳出	
予算現額	305億8,447万円	予算現額	305億8,447万円
収入額	175億4,859万円	支出額	269億3,713万円
執行率	57%*	執行率	88%

※収入の済んでいないもの～市債の借入など

市債の残高

残高(3月31日現在)	
373億3,623万円	
市民一人当たり 61万円の残高	
※一般会計分	

●特別会計

歳入		歳出	
予算現額	199億3,445万円	予算現額	199億3,445万円
収入額	160億7,586万円	支出額	180億6,371万円
執行率	81%	執行率	91%

●企業会計(水道事業会計)

収益的収支		資本的収支	
収入額	14億5,088万円	収入額	4億9,777万円
支出額	13億7,594万円	支出額	8億8,930万円
給水人口:56,569人、給水戸数:22,269戸、有収水量:481万9,405m ³			